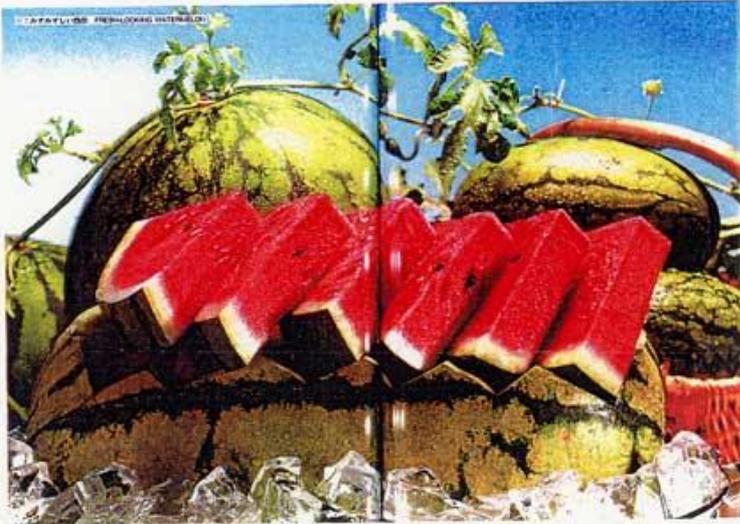


すいか写真事件

東京高裁 H13.6.21



原告の写真



被告の写真

すいかを素材として、その配置や組み合わせに工夫を凝らした被写体を作成し、これを撮影した原告は、この写真を参考にして、被写体が類似する別個の写真を撮影し、その写真をカタログに掲載した被告を提訴 <1審は原告の請求を棄却>

すいか写真事件

東京高裁 H13.6.21



写真著作物における創作性は、最終的に当該写真として示されているものが**何を有するか**によって判断されるべきものであり、これを決めるのは、**被写体とこれを撮影するに当たっての撮影時刻、露光、陰影の付け方、レンズの選択、シャッター速度の設定、現像の手法**等における工夫の双方である

被写体の決定自体に著作権法上の保護に値する独自性が与えられているとき、これを再製又は改変することは許されない。